

キャリア形成卒前支援プランの策定について

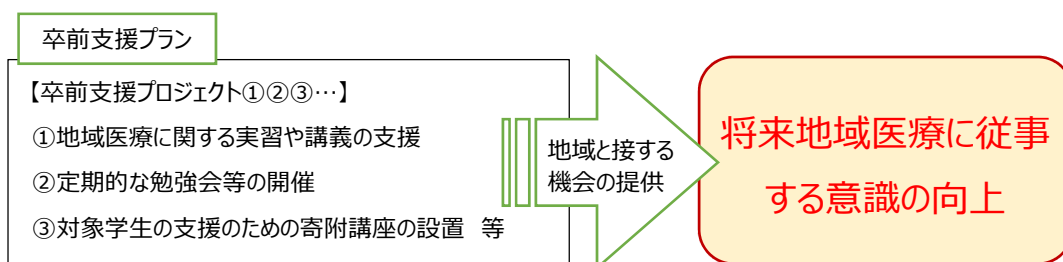
1 概要

地域卒卒業医師のキャリア形成プログラムの運用方法等を定める「キャリア形成プログラム運用指針（H30. 7. 25 医政発 0725 第 17 号）」（以下「運用指針」という。）が令和 3 年 1 2 月 1 日に改正され、同日から適用されることとなった。

この改正により、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描くことができるよう、都道府県は地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき「キャリア形成卒前支援プラン」（以下「卒前支援プラン」という。）を策定することとされた。〔参考資料 1〕

2 「卒前支援プラン」及び「卒前支援プロジェクト」について

卒前支援プランにおいて、大学や医療機関等と連携し、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（以下「卒前支援プロジェクト」という。）を策定する。



※医学部の既存の教育カリキュラムを卒前支援プロジェクトの枠組みに位置づけることも可能。

3 卒前支援プランの適用時期及び対象者

令和 5 年度以降に岡山大学医学部医学科地域枠コース・岡山県及び自治医科大学（岡山県枠）に入学する者から適用する予定。

※それ以前の入学者の取扱いについては、今後検討予定。

4 今後の予定

～ 5 月 卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトの検討

※岡山大学大学院医歯薬学総合研究科地域医療人材育成講座等と連携しながら、県及び地域医療支援センターが実施している地域枠学生等への支援策〔参考資料 2〕も踏まえて検討を進める。

6 月 地域医療対策協議会で協議

【参考1】キャリア形成卒前支援プランの概要（運用指針から抜粋）

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力も得つつ策定した計画案により地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画をいう。

キャリア形成プログラムは、卒業後の医師を対象とするものであるのに対し、キャリア形成卒前支援プランは、将来キャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意が得られた学生を対象とするものとする。

キャリア形成卒前支援プランは、キャリア形成プログラムへ連続するものとし、これらは卒業前と卒業後で一貫して運営することを目途とする。

都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランにおいて、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクトを策定する。卒前支援プロジェクトは、原則として、当該都道府県内で行うこととする。なお、大学における医学部の教育カリキュラムに支障がないよう、大学側と綿密に連携した上で卒前支援プロジェクトを設定するものとする。

【参考2】運用指針のその他の改正点

(1) キャリアコーディネーターの配置

医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、就業場所の調整や学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置すること。

(2) キャリア形成プログラムの充実

地域枠医師等から満足度等を含む意見聴取を定期的実施し、キャリア形成プログラムの充実や研修環境の改善、勤務負担の軽減を図ること。

キャリア形成プログラムについて（改正の内容）

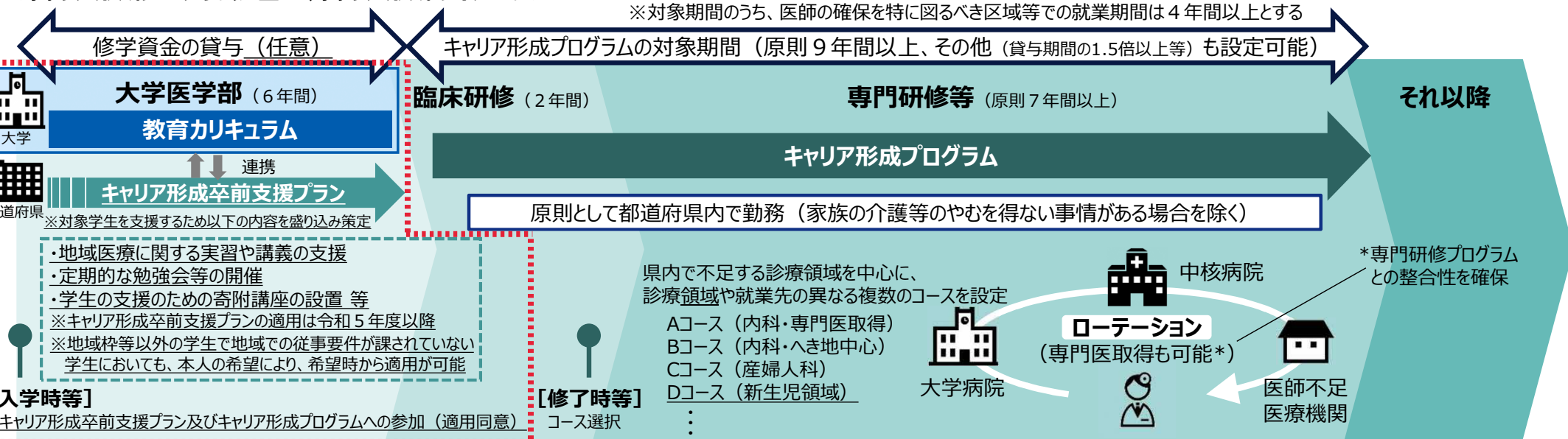
※改正箇所は下線

【参考資料1】
2021.12「キャリア形成プログラム運用指針」の改正に係る説明会配付資料（厚生労働省医政局地域医療計画課）

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている

※医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)により地域医療支援事務として医療法に明記。キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則(省令)及びキャリア形成プログラム運用指針(通知)に規定

<キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ>



<キャリア形成プログラムの対象者>

- ・ 地域枠を卒業した医師
- ・ 地域での従事要件がある地元出身者枠を卒業した医師
- ・ 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- ・ その他プログラムの適用を希望する医師

※キャリア形成プログラムの適用に同意した学生に対しては、修学資金の貸与に地域医療介護総合確保基金の活用が可能

<キャリア形成プログラムに基づく医師派遣>

大学等による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議

※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する

※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

※都道府県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する

※都道府県は、対象医師から満足度等も含む意見聴取を定期的実施し、勤務環境改善・負担軽減を図る

対象者の地域定着促進のための方策

<対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援>

- ・ 都道府県は、**対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め**、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- ・ 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、**対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める**
- ・ **出産、育児等のライフイベントや、大学院進学・海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする**（中断可能事由は都道府県が設定）

<プログラム満了前の離脱の防止>

- ・ **キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示**
- ・ 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（**中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる**）
- ・ 都道府県は、**キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする**（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）

現在実施している地域枠学生等への支援策

○地域枠ミーティング（年3回程度）【全学年】

岡山大学医学部医学科の地域枠学生（県内枠・他県枠）が集まり、学生主導でレクリエーションや学習を行う。

⇒ 学年や地域を越えて、地域医療を目指す仲間をつくる



○地域枠学生・自治医科大学生合同セミナー（毎年開催）【全学年】

夏季休業期間に市町村を訪問して、地域の医療施設の見学や住民の健康維持のための取組体験、メディカルラリー等を行う。

⇒ 将来、県内の医師不足地域で共に働く仲間と学び、親睦を深める



○地域枠学生・自治医科大学生と岡山県知事との懇談会（毎年開催）【6年生等】

岡山大学の地域枠学生、広島大学のふるさと枠学生、自治医科大学生が県庁を訪れて、知事から激励の言葉をいただくとともに、将来の地域医療等について意見交換を行う。

⇒ 住民の期待に応える医師になる決意を新たにする



○岡山大学・広島大学地域枠学生の個別面談、希望進路ヒアリング（毎年実施）【全学年】

地域医療支援センターが地域枠学生と個別に面談し、大学生活・学業・将来に関するアドバイス等を行う。卒業が間近になった6年生の面談では、卒後9年間のキャリアプランや将来希望する診療科等についてヒアリングを行う。

⇒ 自身の将来の医師像を描き、その実現に向けたキャリアプランをセンターと共有する

○岡山大学・広島大学が行う地域医療実習への協力【1～3年生】

○地域枠制度に関する説明会の開催（随時）【全学年】 等

制定：平成28年 3月31日医推第1638号
 付記：平成29年 7月30日医推第 597号
 平成30年10月 4日医推第1480号
 令和 元年10月 2日医推第 988号
 令和 2年10月12日医推第 920号
 令和 3年10月12日医推第 938号

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する条例の運用
 について（概要） 【キャリア形成プログラム概要】

- 1 義務年限期間中（6年間貸与を受けた場合は9年間）の指定業務
 義務年限期間中の指定業務は次のとおりとする。身分は指定業務に従事する医療機関の職員とし、労働条件は当該医療機関が定める規定を適用する。

指定業務	従事期間	指定業務の要件	留意事項
臨床研修	2年	県内の大学病院又は県内の基幹型臨床研修病院が行う研修を受けること。	マッチングに参加して研修先を決定する。
地域勤務	5年以上	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関に勤務し、診療等に従事すること。 臨床研修修了後、遅くとも2年目には指定医療機関での勤務を開始すること。 ただし、産婦人科を希望する者は、臨床研修修了後、直ちに専門医の資格を取得し、その後指定医療機関での勤務を開始すること。	指定医療機関での勤務は原則年単位とし、同一の指定医療機関で継続して勤務できる期間は原則3年までとする。
選択研修	2年以内	次の研修を受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 県内の専門研修基幹施設が行う研修 県内のその他の施設が行う研修で知事が認めたもの 	

- 2 研修、休業、休暇等に係る義務年限の取扱い

(1) 義務年限期間の中断を認める事由及び期間

中断事由	中断期間
①医師としての能力向上のための研修、留学、大学院入学等 <small>※選択研修の3年目以降は、この事由による中断となる。</small>	2年以内
②育児休業、介護休業、退職、停職	休業等の期間
③災害、疾病その他やむを得ない事由	知事が定める期間

- (2) 休暇等に係る義務年限の取扱いは、学校法人自治医科大学における取扱いに準ずる。

- 3 期間の計算方法

区分	計算方法
義務年限期間	貸与期間を1.5倍した月数（1月未満の端数は切り上げ）
指定業務の従事期間	指定業務の開始日の属する月から終了日の属する月まで
義務年限の中断期間	当該期間の開始日の属する月から終了日の属する月まで
育児短時間勤務 <small>（地方公務員育児休業法）</small>	指定業務の従事期間（1月未満の端数は切り上げ）＝ 育児短時間勤務の月数×週の実勤務の時間数／週の通常の勤務時間数

- 4 その他

指定業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院入学は差し支えない。

<参考例>

開始										終了
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
臨床研修		地域勤務		選択研修		選択 研修 【中断】	地域勤務			